

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2024年2月13日

独立行政法人国際協力機構  
北海道センター 契約担当役 所長

調達管理番号	23c00830000000
調達件名	2024-2026年度課題別研修「中南米地域火山防災能力強化」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2024年5月下旬～2025年3月中旬 (特段の問題がない限り、2025年度、2026年度も単年度ごとに契約する。)
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	特定非営利活動法人 火山防災推進機構
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2024年2月29日(木)15時
契約担当部署	北海道センター(札幌) 研修業務課 電話:011-866-8393 メールアドレス:Hosokawa.Tomoyo@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

	(4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a></p>

以 上

## 2024-2026 年度課題別研修「中南米地域火山防災能力強化」に係る 参加意思確認公募について（例）

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下、「JICA 北海道」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた火山防災分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、火山地域の防災能力向上に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人 火山防災推進機構（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、火山防災について北海道を含む全国の学際関係者及び行政関係者等との幅広いネットワークを有し、主に火山を有する地方自治体からの火山防災にかかる各種計画策定や調査支援業務等の実績を有しています。加えて、草の根技術協力事業インドネシア「活火山メラピ山西側山腹における火山監視システムを活用した地域防災力向上プロジェクト」を山梨県富士山科学研究所と協働で実施する等複数の弊機構の事業への関与を通じ、開発途上国の最新の情報を有しています。それらの経験や知見を活かし、より有効な研修カリキュラムの策定や企画など研修の運営を適切に行える機関です。

以上より、特定者は研修実施に必要な知見等が集約されている機関であるため、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

- (1) 業務名：2024-2026 年度課題別研修「中南米地域火山防災能力強化」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2024 年度）：2024 年 7 月下旬～2024 年 9 月下旬（予定）
- (4) 契約履行期間（2024 年度）：2024 年 5 月下旬～2025 年 3 月中旬（予定）  
※2025 年度、2026 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

## 2 応募資格

### (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
  - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
  - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
  - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

案件受託上の条件として、2024年度案件を第1回目として受託し、2026年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2024年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2024年2月13日（火）午前10時から 2024年2月29日（木）午後3時まで
	提出場所	JICA 北海道（札幌） 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁 統一資格を有していない者は、参加意思確認 書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2024年3月6日（水）
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 北海道（札幌） 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2024年3月8日（金）
	回答予定日	2024年3月15日（金）
	回答方法	メール

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について

説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2024-2026 年度課題別研修「中南米地域火山防災能力強化」  
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度、2026 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名 中南米地域火山防災能力強化

(2) 技術研修期間（予定）

【来日研修】2024 年 7 月下旬～2024 年 9 月下旬

※事前学習期間を含む

(3) 研修員（予定）

1) 定員 7 名

2) 研修対象国 ※（ ）内は人数

エルサルバドル(1)、グアテマラ(2)、ニカラグア(1)、  
チリ(1)、エクアドル(1)、ペルー(1)

3) 研修対象組織・対象者

対象組織：当該国の火山または火山活動に起因する土砂災害対策等を担う中央政府、地方政府、学術研究機関、市民社会組織、民間企業、及び防災教育担当機関（学校を含む）

対象者：①火山防災活動で3年以上の経験を持つ幹部職員、中間管理職相当者、その他将来を有望視されている若手職員②学校等教育関係者は上記①の例外として考慮する。

(4) 研修使用言語 西語

(5) 研修の背景

火山災害は発生頻度は少ないものの、一度発生すると被害が広範囲に及ぶ。火山防災においては、砂防などの構造物による幹線道路、大都市や資本集積地域への被害を減らす対策、火山活動監視、ハザードマップ整備などの具体的かつ現実的なハード対策を検討する際の基礎となる情報、火山防災関連組織の連携強化などの総合的な防災対策も重要である。中南米では、活発な活動を続ける活火山が多いにも関わらず、火山に関する専門的な知見を有する人材が少なく、また火山防災人材育成の必要性や火山の専門家を育成する

重要性が理解されていない。国民全体の火山防災に対する意識も低い。

日本も中南米同様火山を多数有し、火山観測や防災について多くの知見を有している。一方で、近年は大きな火山活動が起きておらず、火山を有する自治体からは国内外の火山噴火時の対応事例を学ぶ機会が求められている。

(6) 研修目的 (案件目標)

上位目標：当該国のコミュニティ・社会の火山防災能力向上のための計画案が参加組織によって実施される。

研修目標：行政及び市民等が連携した火山防災能力向上のためのアクションプランを検討・作成する。

(7) 単元目標 (アウトプット)

1) 各国の現状に沿って、大都市や資本集積地域等の火山災害リスク及びそれらを把握する方法について、それぞれの課題とともに説明できる。

2) 他国の火山に係る防災法体系、防災計画、防災体制のあり方の理解を踏まえて、自国との違いについてメリット・デメリットを踏まえて説明できる。

3) 各国の現状に沿って、火山災害軽減に必要な諸課題（インフラ整備、法整備、土地利用、避難・防災体制整備、普及啓発等）について説明ができる。

4) 火山災害軽減のため、行政、市民、学習、メディアの連携を重視した行動を選択できる。

5) 火山災害に係る対策又は、火山災害の基本的な内容と災害時の適切な計画についての知見を普及させるためのアクションプランを提案できる。

(8) 研修内容 (予定)

1) 研修項目：下記のプログラム内容に沿って、講義、討議、演習、レポート作成、視察等適切な手法を用いることとする。また、案件目標達成に必要なプログラムについては、適宜 JICA と協議を行う。

- ・インセプションレポート発表会

- ・火山の特徴① (概要)

- ・火山の特徴② (玄武岩質、安山岩質、流紋岩質マグマ等による火山ごとの特徴)

- ・噴火災害による被害想定

- ・日本の火山災害対策の概要①法体系 (内閣府)

- ・日本の火山災害対策の概要②監視観測 (気象庁)

- ・日本の火山災害対策の概要③火山砂防 (国交省)

- ・日本の火山災害対策の概要④火山研究者育成 (文科省)

- ・日本の火山災害対策の概要⑤火山防災協議会の体制（都道府県）
- ・日本の火山災害対策の概要⑥市町村の地域防災計画（市町村）
- ・火山防災情報の発表と事例（気象庁）
- ・降灰後の土砂災害に係る情報発表（国交省）
- ・避難情報の発令（市町村）
- ・避難計画概論（広域避難、長期避難、家畜避難を含む）（協議会、代表的市町村：2コマ）
  - ・火山観光開発、ジオパーク①
  - ・地元自治体による火山防災対策（平時）
  - ・地元自治体による危機管理対応（危機時）
  - ・災害対策本部運営①事例
  - ・要援護者対策
  - ・登山者対策①（計画と施策）
  - ・復旧復興①（江戸時代から現在の事例）
  - ・噴火時等の広報
  - ・避難所運営
  - ・土地利用規制
  - ・入山規制と警戒区域の設定
  - ・降灰被害と除去①
  - ・火山構造物対策（砂防施設）①
  - ・健康被害
  - ・火山防災マップ
  - ・町内会組織等
  - ・火山防災教育①
  - ・火山防災訓練
  - ・メディアとの連携
  - ・アクションプラン個別指導

## 2) 当機構が実施するプログラム

### 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2024年5月下旬～2024年3月中旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

## (2) 業務の概要

開発途上国から研修員として日本に招いた火山防災分野の開発の中核を担う人材に対し、研修目標達成のために火山地域防災能力向上についての日本の事例を踏まえた必要な知識や技術に関する研修を行う。

## (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

## 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって西語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。

JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上